

深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針

第1 趣旨

この指針は、茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県条例第16号）第11条第1項の規定に基づき、深夜物品販売等業者（以下「業者」という。）に係る犯罪を防止するために、必要な措置について定める。

第2 適用の範囲

この指針は、業者の経営に係る店舗を対象とするものとする。

第3 防犯体制

1 防犯責任者

業者は、おおむね次に掲げる要領で防犯の責に任ずる者（以下「防犯責任者」という。）を指定し、また任務を付与するものとする。

(1) 防犯責任者の指定

業者は、店舗ごとに防犯責任者を指定するものとする。

(2) 防犯責任者の任務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

ア 防犯設備の点検整備

イ 従業員に対する防犯指導及び防犯訓練の実施

ウ 110番通報要領の策定及び備え付け

エ 警察並びに地域における防犯関係機関及び団体等との連絡及び防犯に資する情報の交換

2 警戒要領

業者が、防犯責任者を含む従業員をして、店舗の警戒要領に当たらせる要領は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 店舗内外の警戒及び不審者等の発見の励行

(2) 来客に対する声かけの励行

3 従業員に対する指導要領

業者は、従業員に対して、おおむね次に掲げる要領により、指導を励行するものとする。

(1) 防犯ベル等の操作要領について、全従業員に習熟させること。

(2) 定期的（おおむね月1回以上）に、従業員に対する防犯指導を行うとともに、警察等からの連絡又は報道等により、強盗事件の発生を認知した場合は、その都度、防犯上の留意事項等について必要な指導を行うこと。

(3) 強盗事件の発生を予想し、あらかじめ従業員の任務分担、警察への通報要領等について具体的に指導するとともに、年1回以上防犯訓練を実施すること。

(4) 強盗事件が発生した場合は、人命尊重と警察への迅速な通報を基本として、全従業員が組織的な行動をとるとともに、事態を的確に判断し、冷静沈着に対応するよう指導すること。

第4 現金管理要領

業者が、従業員をして現金管理させる要領は、おおむね次に掲げるとおりとする。

1 金庫への確実な保管及びレジの限定

高額紙幣については確実に金庫へ保管するとともに、使用するレジの数を可能な限り限定すること。

2 金庫の鍵の保管管理

金庫の鍵の保管管理は、特定の者に確実に行わせること。

3 現金の搬送

現金の搬送は複数人で行わせること。

第5 店舗の構造等についての配慮事項

業者が、店舗の構造等について配慮すべき事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- 1 駐車場等店舗周辺の照明設備の充実に努めること。
- 2 出入口周辺には、見通しを妨げる物を置いたり、シール等を貼付しないこと。
- 3 カウンターは、店舗内外から見通しのよい場所に設けるよう努めること。
- 4 常に店舗内の整理整頓に努めること。
- 5 店舗には、防犯ベル、防犯カメラ等の防犯機器の設置及びカラーボール等の防犯機材の備え付けに努めること。

第6 その他

- 1 業者は、店舗の防犯施設又は防犯設備（警備業者によるものを含む。）を新設し、又は変更しようとする場合には、管轄警察署との連携を図り、効果的な防犯施設又は防犯設備の設置に配慮すること。
- 2 業者は、この指針に定めるもののほか、管轄警察署長の防犯指導の下に、効果的な防犯対策の推進に努めること。